

質 問 ・ 回 答 書

令和8年7月2日更新

案 件 名 守口市役所庁舎 コンビニエンスストア等運営事業者募集

項	質 問 事 項	回 答
1	提出書類の「納税証明書」は過去何年分のご提出が必要でしょうか。 また、国税はその3でよろしいでしょうか。 その3の3でもよろしいでしょうか。	直近1年分を提出してください。 国税については、「その3の3」でも可とします。
2	飲料用自販機について、缶・ペットボトル用自販機と、カップホルダー式の自販機をそれぞれ別の業者に依頼しても問題ありませんでしょうか。	問題ありません。 ただし、運営事業者による管理・運営を適切にできる限り、問題ありません。
3	本館3階地域福祉課及び子育て支援政策課、本館5階地域振興課の無料Wi-Fiの設備について、利用期間終了後の機器撤去および原状回復は事業者負担でしょうか？また、契約終了後のその他機器の取り扱いについてもご教示いただけないでしょうか？	利用期間終了後の機器撤去及び原状回復について、運営事業者負担となります。 契約終了後のその他機器の取り扱いも同様に運営事業者負担で機器撤去及び原状回復を行ってください。
4	無料Wi-Fiの接続について、SSID及び所定のパスワードに加え、利用規約への同意を設けてもよろしいでしょうか？また、最大利用時間が24時間であることを許容いただけますでしょうか？	利用規約への同意の設定について、可とします。 1回あたりの最大利用時間が24時間であることについて、可とします。
5	無料Wi-Fiのパスワード変更について、市からの変更依頼に対して完了まで、2週間程度かかることを許容いただけますでしょうか？	可とします。
6	無料Wi-FiのSSID名について、SSIDを1つしか設定できないことを許容いただけますでしょうか？	可とします。
7	Wi-Fiサービスの利用状況について、アクセスポイントごとの接続回数しか報告できないことを許容いただけますでしょうか？	可とします。
8	自販機2階設置場所について、上層階と同様の機材を設置した場合、壁面から自販機の面がはみ出る形となりますが、問題ないでしょうか。	問題ありません。 自動販売機の設置面積は、転倒防止板を含め奥行90cm程度で想定しています。
9	現在設置されております上層階の自販機の転倒防止版の長さが80cmですが、安全面を考慮すると90cmでの設置が望ましいですが、問題ないでしょうか。	項8のとおり、問題ありません。
10	自販機のご指定の設置場所にコンセントがない場合、貴市にてご用意いただけるのでしょうか。	5Fについては、指定場所にコンセントがございませんので、設置が必要です。 以下のいずれかの方法でご対応いただきます。 1.運営事業者にて設置（設置方法については別途協議） 2.5Fの既設自販機（東側）と同様に廊下への設置も可とします。 この場合の使用面積は2F及び7Fと同様に2.88㎡程度を想定しており、使用許可合計面積も差分（1.38㎡）を合算して調整します。 なお、いずれも運営事業者が決定後、協議を行い決定します。
11	参加申込書の提出書類の「応募資格要件の営業実績を証する書類」とは、具体的にどのようなものを指しますでしょうか。	契約書の写し（チェーン本部とフランチャイズ店との契約書含む）、会社案内等の沿革の写し等を想定しています。その他、ご不明の場合は事前に総務課宛にメールにてご確認ください。